

医療局の保育所の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局の保育所の利用に関する規程の一部を改正する規程

医療局の保育所の利用に関する規程（平成20年岩手県医療局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入所資格)</p> <p>第5条 保育所に入所する資格を有する者は、<u>職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの乳幼児（職員が医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）第34条第6号の規定により特別休暇を取得して養育する乳幼児を除く。以下「乳幼児」という。）</u>とする。</p> <p>(入所の手続)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 乳幼児の一時保育（7時30分から20時30分までの間に行う保育で<u>2時間</u>を単位とするものをいう。）に係る入所を希望する職員は、あらかじめ、所長に対し、当該入所について承認を求めなければならない。</p> <p>(延長保育等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、第6条第1項<u>又は</u>第2項の承認を受けた職員で終夜保育（基本保育<u>又は</u>一時保育を受けている乳幼児に対し、18時30分から翌日の7時30分までの間に行う保育で1回を単位とするものをいう。）を希望するものについて準用する。</p>	<p>(入所資格)</p> <p>第5条 保育所に入所する資格を有する者は、<u>次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの乳幼児（職員が医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）第34条第6号の規定により特別休暇を取得して養育する者を除く。以下「乳幼児」という。）</u></p> <p>(2) <u>医師又は歯科医師である女性職員が養育する小学校に就学している児童（以下「児童」という。）</u></p> <p>(入所の手続)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 乳幼児の一時保育（7時30分から20時30分までの間に行う保育で<u>1時間</u>を単位とするものをいう。）に係る入所を希望する職員は、あらかじめ、所長に対し、当該入所について承認を求めなければならない。</p> <p>3 <u>児童の一時保育（月曜日から金曜日までの5日間（以下「平日」という。）にあつては18時30分から20時30分までの間に行う保育で1時間を単位とするものをいい、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあつては7時30分から20時30分までの間に行う保育で1時間を単位とするものをいう。）に係る入所を希望する医師又は歯科医師である女性職員は、あらかじめ、所長に対し、当該入所について承認を求めなければならない。</u></p> <p>(延長保育等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、第6条第1項若しくは第2項<u>又は</u>同条第3項の承認を受けた職員で終夜保育（基本保育若しくは一時保育を受けている乳幼児<u>又は</u>一時保育を受けている児童）に対し、18時30分から翌日の7時30分までの間に行う保育で1回を単位とするものをいう。）を希望するものについて準用する</p>

3 [略]

別表（第4条関係）

保育の区分	利用時間	単 位	保育料 の額
[略]			
一時保育	7時30分から20時 30分まで	<u>2時間</u> につき	<u>600</u>
[略]			

3 [略]

別表（第4条関係）

保育の区分	利用時間	単 位	保育料 の額	
[略]				
一時保育	<u>乳幼児</u>	7時30分から20時 30分まで	<u>1時間</u> につき	<u>300</u>
	<u>児童</u>	平日の18時30分か ら20時30分まで又 は休日の7時30分 から20時30分まで	<u>1時間</u> につき	<u>300</u>
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。